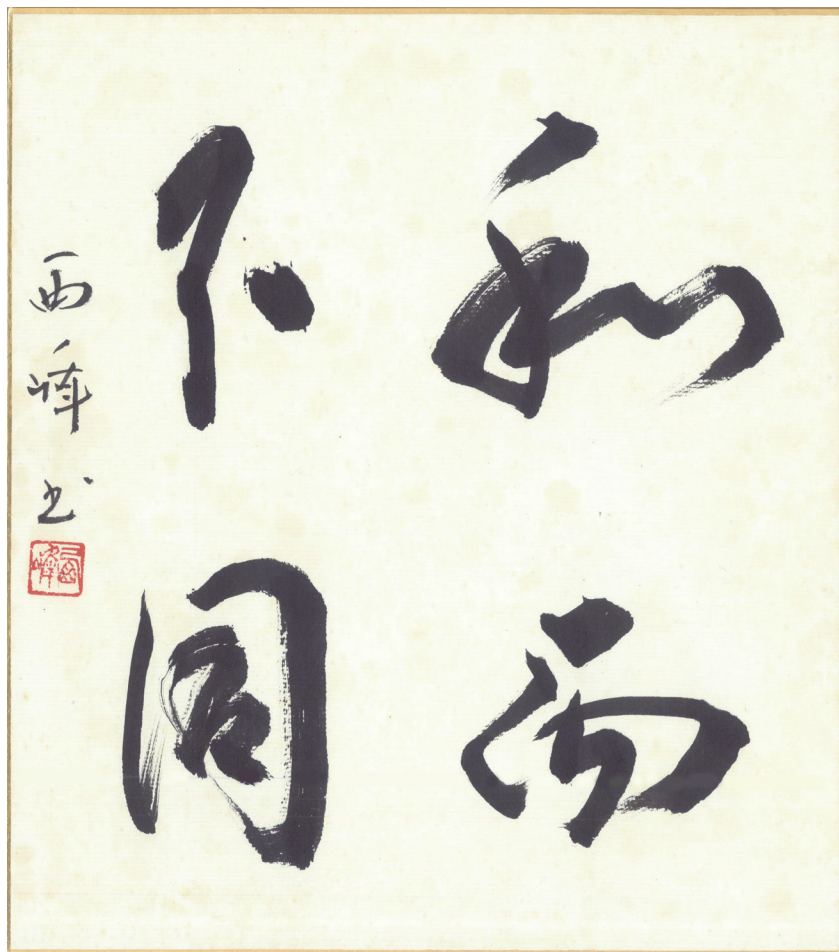


谷口總合法律事務所報



No. 49

令和3年1月

所長雑感～コロナ禍のもとで

所長 弁護士 谷口 直大

2020 年は、新型コロナウイルス感染症に日本中が翻弄された一年でした。

前号で「歓迎できない」と言った東京オリンピックも延期になってしまいました。今年も、本当に開催できるのか予断を許さない状況であるように思われます。

新型コロナウイルス感染拡大という人類の危機的状況に直面する中で、社会が大きく変化するとともに、普段意識しなかった人間社会の側面が見えてきたように思います。

①自粛要請

新型コロナウイルス感染拡大を受け、政府や地方自治体は国民に対し事業活動や社会生活の自粛を要請しました。緊急事態宣言までは法的根拠はなく、緊急事態宣言後も法的強制力に乏しいものでした。しかしながら、多くの国民は、その収入や生活を犠牲にすることとなるにもかかわらず、この自粛要請に素直にしたがっているように思えました。

日本人の「お上」に対する従順な国民性の発現が看取されるとともに、その裏側に潜む同調圧力が感じられました。

②不要不急

自粛要請にあたっては、「不要不急の」という枕詞がつけられました。

なにが「不要」で、なにが「不急」か、必ずしもはっきりしない中で、様々な活動が「不要不急」として自粛されていきました。

現代社会はこれほどまでに「不要不急」なモノやコトで構成されていたのかと驚くほど、ありとあらゆる活動が自粛されました。

我々弁護士の活動舞台である裁判についても、緊急事態宣言以降、裁判期日が悉く取り消され、「自粛」状態になりました。三権の

一翼を担う司法(裁判)が「不要不急」なのか(少なくとも、裁判所はそうのように認識しているのか)と衝撃を受けました。

③テレワーク

「三密を避ける」とのスローガンが掲げられ、テレワークの導入が一気に進み、zoomなどのweb会議システムも瞬く間に浸透しました。

その意味では、一種の「働き方改革」が一気に進んだように思います。

緊急事態宣言が解除された後の裁判手続においては、電話会議やweb会議が積極的に導入され、裁判所への出頭の負担が大幅に軽減されました。現行民事訴訟法下において実施可能なこれらの手続が、従前まったく利用されてこなかったにもかかわらず、突如積極的に活用されるようになったのです。

「必要は発明の母」といいますが、「必要」は「活用」をも後押しするのだと感じました。

④利益誘導

このような国家的危機の場面においてこそ、政治の役割が特に重要となります。

しかしながら、アベノマスクの配布やブルーインパルスの感謝飛行など費用対効果に疑問の残るパフォーマンスとしか思えない政策に多額の予算がつき込まれました。

また、持続化給付金事業の事務委託、Go To キャンペーンなどでは、相も変わらぬ利益誘導が垣間見られました。

こういうときほど、政治の誠実性が試されると思うわけですが、残念な現実を見せつけられた感じです。

しかも、Go To キャンペーンが始まって以降、案の定、新型コロナウイルス感染が拡大(第三波)しました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、第一波は天災だと思いますが、少なくとも第三波は、人災であると思います。

⑤反動

Go To キャンペーンの成果もあり、秋には観光地に大勢の人々が繰り出しました。その心理的背景には、春から夏にかけての自粛の「反動」があるように思われました。

「不要不急」の活動を自粛することがこれほどに人々にストレスを覚えさせるのか、換言すれば、「不要不急」の活動が人々の生活にいかに不可欠なのかを感じました。

⑥馴れ

緊急事態宣言で一旦収まりかけた新型コロナウイルスの感染は、Go To キャンペーンを経て爆発的に増大(第三波)しました。

ところが、第一波を越える感染者数がでても、Go To キャンペーンが直ちに中止されるわけでもなく、緊急事態宣言が出されるわけでもなく、(第一波の時ほど)自粛するわけでもなく、マスコミの報道姿勢も低調な印象がありました。

国民全体が新型コロナウイルス感染症の危機感に「馴れ」てしまったのではないかと感じました。

我々が普段扱う「紛争」においても、当事者は当初大きなストレスに晒されますが、事件処理の経過とともに「馴れ」が生じ当初ほどのストレスを感じなくなることがあります。この「馴れ」は人間の自己防衛機能として大切である一方、リスクに対して無防備になりかねないものであり、敢えて意識的に自省する必要があると感じました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、未だにその終息が見通せないように思われます。今後、否が応でも我々の社会や生活に変革を迫ってくるでしょう。

アフターコロナまたはウィズコロナの社会に適応しながら、弁護士としてできることに様々取り組んでいきたいと考えています。

閑話休題

別稿で佐藤弁護士より紹介させていただきますように、この度、当事務所のホームページを全面リニューアルしました。

理念、沿革、プロフィール、諸活動等当事務所について、これまで以上に積極的に発信し、より多くの方に当事務所を知っていただきながら、社会の役に立つ法律事務所として発展していきたいと考えております。

お時間のあらわれる際に、是非、閲覧してみてください。

最後に、平成28年4月より約4年半執務した山崎悠弁護士及び平成28年12月より約4年間執務した蜂谷綾子弁護士がそれぞれ令和2年12月末日をもって当事務所を離れることになりました。両弁護士に対するこれまでのご厚情に感謝いたします。

これにより、京都本部は少し人員が寂しくなりますが、一騎当千の心持ちで今後とも業務に邁進していきたいと思っています。

鯖江支所・支所長だより Vol. 9

～ついに公開！ホームページ・リニューアル～

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

毎度のことながら事務所報の原稿の締切破りの常習犯であります私ですが、今回はさらに、既に私以外の執筆者はもう提出が完了しているとのことで、。。。。。

土日に2件の書面起案を終え、ようやく筆を執ることが出来ました。

今回は、当事務所で永年果たすことができなかった悲願、事務所ホームページのリニューアルについて、お知らせ致します。

1 従来ページについて

皆さまにとってはおなじみの従来のホームページは、平成18年に立ち上がったものだと思います。

青と白を基調としたスタイリッシュなデザインで、当時としては最新鋭の事務所ホームページだったと思います。

ところが、時代の変遷とともに、様々な問題が生じます。

まずは、当事務所の名称変更。当事務所は、平成22年、その名称を「谷口法律会計事務所」から現在の「谷口総合法律事務所」に変更しました。これに伴い、ホームページ上の表示も変更しようと試みられたのですが、どうもページ立ち上げの段階でそのような変更を想定していなかったようで、変更するには相当大がかりな作業が必要になるとのことでした。

そうであるならば、ホームページもリニューアルしようという話が出たのですが、「どうせリニューアルするならばより良いものを。」という代表谷口のこだわりが災いし、なかなかリニューアルの作業は前に進みませんでした(その結果、メインページのフラッシュ動画上の事務所名称の表示は依然昔のまま、その左横の名称表示は何とか変更しまし

たが、よく見ると、「総」の字が手書きのようなタッチであり、当時の事務局の苦労が垣間見えます)。

一方、時間は残酷にもどんどん過ぎていき、従来のホームページのシステム自体が相当古いものになってくるにつれ、例えば事務所報のアップ、所属弁護士の入替わり、アクセス案内の更新等ちょっとした更新作業も、(もとも頻繁な更新を想定していなかったことから)一つ間違えばページ全体がつぶれてしまいかねないような事態に。。。こうして、ホームページ・リニューアルは急務となっていたのです。

とはいえ、こういう作業は、全体の見通しを立てて、ある程度それに時間を割く覚悟を持ち、協力してくれるメンバーに作業を的確に割り振り、その作業が円滑に進むようお尻をたたき、もとい励ましてスムーズに進めてもらう、という存在が必要なところ、それを引き受けてくれる方がなかなかいませんでした(なお、こだわりの強すぎる「ボス」に任せていては、おそらく従来のページがつぶれるまでリニューアルはないものと、ひそかに確信していました)。それを今回、私が買って出たわけです(自画自賛)。

こうして、事務所ホームページ・リニューアル企画は、令和元年12月から動き出したのです。

2 制作者のコンペによる選出

リニューアル企画を進めるに当たって、私たちはまず、「頼れるプロ」を探すことにしました。私と代表谷口で新ページの構想を議論して練り上げ企画書にし、お声がけした業者さんたちにそれを具体化するプランをプレゼンしてもらうコンペを実施したのです。

その結果選抜されたのは、福井県鯖江市を拠点に多様な事業展開をする「株式会社わどう」様(詳細は <https://wadowa.jp/#top> 参照)です。

ここから、若くて頭の切れる「わどう」スタッフと私たちとのホームページ・リニューアル構想会議が幾度となく重ねられました。

3 長く険しい制作作業

そこからの道は、今思えば、長く険しいものでした。

私と代表谷口で構想を考え、「わどう」スタッフと具体化に向け何度も協議し、具体的に仕上がったページを踏まえてさらに協議を重ね、ある程度の出来上がりの段階で当事務所スタッフにも披露して意見を集約し、それを「わどう」スタッフと改めて協議しブラッシュアップしてもらう____。このやりとりの中で、新ページで使用する素材(写真、原稿、データ等)の作成も私の方で事務所スタッフにお願いし、締め切りのコントロールをする(代表谷口には、原稿の督促を何度掛けたかもうわかりません)____。

とはいえ、辛くとも前へ進んでいけば、ゴールはどんどん近づくものです。令和2年12月にはようやくページ全体が仕上がり、令和3年1月1日をもって、リニューアルホームページ公開の運びとなりました。

4 リニューアルページのご紹介

ここで、リニューアルされた事務所ページについて、少しご紹介致します。

URL 従前と同じです(<https://www.taniguchi-lo.jp/>)。

(1) 濃緑を基調としたスタイリッシュなイメージ

新ページは濃緑をテーマカラーとしました。「緑」は視覚的に安息的効果を与えるようで、紛争解決を旨とする私たちのカラーとしてもふさわしいと考えました(いろんな「緑」から、事務所スタッフ皆の意見をもらっ

て、決定しました)。同時にこの「緑」には、当事務所会長谷口忠武が復興に注力してきた「林業」のイメージも含まれています。

(2) トップページ

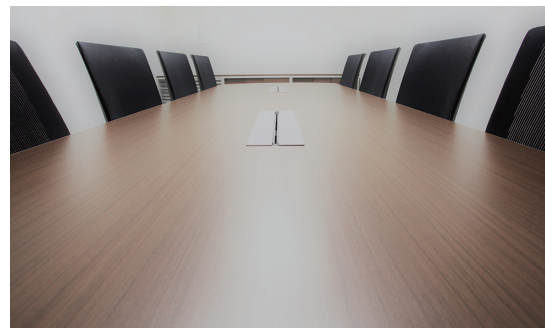
トップページでは、京都本部及び鯖江支所の外観並びに各地を思わせる代表的な風景(京都・鴨川での床、鯖江・西山公園での満開のつつじ)が、まずご覧の方々をお出迎えます。

その他、トップページで、サービス内容や所属弁護士(顔写真付き)が表示され、当事務所の「カラー」が一目でわかる仕上がりとなっています。

(3) 事務所紹介

事務所紹介のページでは、代表ご挨拶(代表谷口のイケメン写真&揮毫付き ※揮毫は、所内の「師範」の命による書き直しの数知れず。。。)から始まり、今回かなり力を入れた「事務所沿革」ページへと続きます。当事務所は昭和24年より開設され、現在で三代目のまさに「老舗事務所」。その歴史を、貴重な写真も織り交ぜながらビジュアルで豊かに表現しました。

また、事務所へのアクセスについて京都・鯖江ともわかりやすく説明したページを用意し、事務所報のアーカイブもこちらでご覧になれます。



内 観

(4) 弁護士紹介

従前のページに比べ、弁護士紹介はかなり充実したものになっています。ページをご覧になり依頼を検討されている方々が、私たちの事務所にどんな弁護士がいるのか、その「人となり」がわかるよう、心がけました。

弁護士各人がブログを開設することができるようにもなっています(誰が書くかは、どうぞ気長に、お楽しみに。))。

(5) サービス・費用

当事務所で提供しているサービスを、個人と法人・事業者別に、事件類型ごとに丁寧に説明するページを新設し、また具体的な事件類型ごとにおける弁護士費用のシミュレーションも掲載しています。ご依頼の際の具体的なイメージがしやすいよう、工夫しています。

また、顧問サービスについても、当事務所では多様なプランをご用意していることから、それをわかりやすくご説明するページをご用意しました。

なおこのページで使用している添え写真は、京都本部の内観等を撮影して使用しています(現物との相違に関するクレームは一切受け付けません。笑)。



廊 下

5 最後に

今この原稿を執筆するに当たり、公開間近の仮ページを総覧していました。約1年間本当に長かったです、よくここまで来れたな、と感慨深く思っています。

リニューアルページの公開までこぎつけることができましたのは、ひとえに、私からのしつこいお尻叩きに嫌な顔せず原稿執筆にご協力いただいた事務所スタッフの方々、時として作業進行に当たっての協議で生意気な意見を言い張りつきながらも広い心でこの仕事を任せていただいた谷口直大先生、そして私たちのわがままなオーダーを見事なまでに形にいただいた株式会社わどうの山岸社長及びエンジニアの千秋様、これらみなさまのおかげであり、末筆ながら、厚く御礼申し上げます。

当事務所のリニューアルした新ホームページが、多くの方々の目に触れ、みなさまの求めるリーガル・サービスへのアクセスの一助となりますことを、心より願っております。

また、当事務所に関する情報(相談会や事務所報発刊等)・新サービス等のニュース等は、本ホームページに随時更新の上アップしてまいりますので、ご期待ください。

今後とも、どうぞよろしくお願い致します。

顧問先ご紹介

京都交通労働組合（京交）

執行委員長 佐田 悟

京都市交通局で働く職員が加入している労働組合です。戦後間もない昭和20年11月5日に再建しました。現在、約1,700人の組合員が在籍しています。

戦後の労働運動は、身分・権利を制約する地方公企法・地方労法に対して労働基本権の確立を目指した闘争が軸でしたが、高度経済成長とは反し、公営交通事業は、経営難に陥り、相次ぐ合理化攻撃に抗する反合闘争が高まり公営交通を守る戦い「生存闘争」へと大きく舵を切ることになりました。京都市交通局も例外ではなく利用客の減少と膨らむ人件費、更に地下鉄工事の建設費用が重なり赤字が膨らみました。遂にバス事業では160億円を超える赤字を計上し、地下鉄事業でも累積欠損金が3千億円を超え企業存続の危機に立たされました。このことから、交通局は、経営健全化に乗り出し、日本で初めてとなる管



地下鉄



市バス

理の受委託や総人件費の削減など、私たち京交にとって厳しい条件の提案を受けてきました。

京交は、全国の都市交を取り巻く環境を鑑み、職場を守るために生存闘争に逸早くシフトし、お客様サービスを向上させ、愛される「市バス・地下鉄」を目指すエンパワメント運動を展開してきました。まず、はじめに「都大路大作戦」と銘打ち、春と秋の観光シーズンに京都駅や主要バス停留所、地下鉄駅構内でのお客様への案内業務を組合員が率先してボランティアで活動を行いました。更に取り組みを広げ、バス・地下鉄、それぞれの支部が活動内容を考案し、地域イベントへの参加など、様々な方面にエンパワメント活動を広

げ活動を重ねてきました。このような取り組みの結果、バス事業は経営健全化からの脱却、自立した経営を歩みだし、地下鉄事業においても依然、厳しい経営状況が続いているものの、現金収入を黒字とさせるなど、経営損益で黒字を計上し、経営健全化脱却に成功しました。

近年は、コロナ禍で厳しい経営状況が浮き彫りになりましたが、難局を乗り越えるべく組合員が一致団結して邁進しています。

さて、谷口直大先生に顧問弁護士としてご活躍頂き、京交運動について適格なアドバイスや、組合員の業務上のトラブルをはじめ、プライベートの個別相談等にも真摯にお応え頂き、働く仲間で結成している労働組合の活動に多大なるご支援を賜り、ご感謝申し上げます。

引き続き、持続可能な地域社会の実現をめざす京都市の移動手段である市バス・地下鉄で働く私たち京交へお力添えをお願い致します。



都大路作戦

協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



働き方改革と、実務上の対応

社会保険労務士 湯浅 卓磨

1. はじめに

2019年4月より、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下、働き方改革関連法)が順次施行されて以来、まもなく2年が経過しようとしています。

働き方改革関連法は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的として制定されましたが、本稿では、事業所としてどのような注意が必要か、実務上の対応を交えてご紹介させていただきたいと思います。

2. 時間外労働の上限規制

長時間労働の是正を目的として、残業時間の上限が、原則として月45時間、年360時間とされ、時間外労働の上限規制が設けられました。また、この上限規制に違反した場合には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されることとなりました。例外として、臨時的な事情がある場合等に、労使協定(いわゆる36協定)を締結し、この上限時間

を超えることも可能ですが、年720時間、月100時間(休日労働時間を含む)までとされ、また、複数月(直近2～6ヶ月)を平均し、80時間(休日労働時間を含む)までとされました。関連して、時間外・休日労働に関する協定(36協定)についても様式が変更されていますので、内容について適正な締結が実施されているか、そして、有効期間も合わせて確認しておかれるとよいでしょう。

従前より、我が国においては、国際的に見ても長時間労働に対する課題はあり、また、それらについての議論がこれまでもありましたが、今回の規制は実効性を伴ったところまで踏み込んだものと言えます。

これを受けて、使用者の責任において労務管理を行っていくことが一層重要となり、特に労働者の労働時間の管理については徹底が不可欠です。労働安全衛生法においても、厚生労働省令で定める方法(具体的にはタイムカードによる記録や、電子計算機(パソコン等)の使用時間の記録等)による客観的な把握が定められており、加えて、労働時間の記録のみならず、上長等が適切に労働実態を把握

し、必要となれば仕事の負荷を調整、軽減するなど、形式面にとどまらない、内容を伴った適切な管理が求められます。

ここまで、労働時間に着目する規制について述べましたが、近年、勤務間インターバルという制度が広がりを見せています。これは、労働者の生活に必要な時間や、睡眠時間を確保するために、終業時から翌日の始業時まで、一定時間以上の休息時間を確保しよう、という制度です。労働時間とは、表裏の関係にある休息時間の方に着目した制度とも言えます。

また、長時間労働に関連しては、ストレスチェック制度についても2015年の施行から一定期間が経過していますので、再点検してみる良い機会かもしれません。時間外労働の上限規制については、自社に事業形態や特性に合った制度を、複合的に取り入れ、仕組みを整備して運用していくこともポイントです。



3. 年次有給休暇の確実な取得

次に、年次有給休暇(以下、有休)に関する改正です。こちらについても、わが国の雇用慣行の特徴として、また、国民性とも相まって、これまでも指摘があった有休の取得率の低さに対する改正となりました。

使用者は、労働者に確実に有休を取得させるために、10日以上の有休が付与される労働者(パートタイム労働者等も、勤務日数に

よっては対象)について、そのうちの5日間については有休を取得させなければならないこととされました。労働者本人からの申し出に基づき有休を取得する、あるいは計画年休により付与することで、労働者が年5日以上の有休を消化していれば問題ありませんが、使用者が時季を指定して有休を付与する場合には、時季指定の方法について就業規則への記載が必要です。

実務においても、特に従業員の関心の高まりが窺え、相談が増えた改正でもありました。「労働者の有休がいつから何日発生して、あと何日残っているのかわからない」というお声は意外と多かった印象です。有給の付与にあたっては、勤続年数や出勤率が要件となりますので、これらの基準となる数値が正確に括めていないと、過去に遡って勤務実績の確認から始めなければなりません。また、口約束で有休を与えた(ことにした)(はず)などといったケースも少なからずあり、記録が残っていない場合には使用者側からの主張は難しくなります。この点は、これまでも、とりわけ従業員の退職時において、会社側と従業員とで有給の残日数に齟齬が生じている場合に、トラブルに発展しやすかったポイントでもありました。

今回の改正も踏まえると、常日頃からの要点を押さえた地道な労務管理が欠かせません。労使にとって分かりやすい有休関連の管理簿を整備したり、申請・承認方式を採用するなど、運用方法の周知、共有、徹底が重要と感じる分野です。また、管理方法の工夫も有効と言えます。たとえば、①通年採用を行っていて従業員の入社が随時ある場合に、有休管理においては4月および10月に繰り上げて、年2回のみの人社日とみなす(2班にまとめる)、②予め事業の計画を年単位で立て、これに基づいて営業日・稼働日の年間カレンダーを作成し、計画的な有休の付与を実施する、③夏季休暇や、年末年始、ゴールデンウィークなどの大型連休、飛び石の連休などと組み合わせて従業員がリフレッシュしやす

い運用方法を整備する、④誕生日などの記念日に、アニバーサリー休暇として付与する等の工夫を採用する、等々の運用を導入している企業も、少しずつ増えてきたように感じます。



4. 在宅ワーク

さて、ここからは、働き方改革とは直接の関係はないものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあって急増した在宅ワークについて触れます。

在宅ワークのメリットには、感染のリスクを軽減できることや、労働者の通勤時間(使用者の通勤費用)を削減できること、また、ライフスタイルとのバランスを調整しやすいことなどがあります。一方、課題として、従業員の自宅にインターネット環境が整っているか、セキュリティや情報漏洩に問題はないか、費用の負担をどう取り決めるかなどが挙げられますので、労使でルールを確認したり、ルールがない場合には事前に取り決めることがトラブルの回避に繋がります。また、就業場所の労働安全衛生の観点からは、十分なワークスペースが確保できるか(無理な姿勢による身体への影響がないか等)、照明の明るさは適切かといった、就業の環境にも配慮するよう努めなければなりません。

相談を受けた案件としては、在宅ワークは、ライフスタイルとのバランスを調整しやすい点がメリットと考えられる一方で、早朝や深

夜の業務が増えてしまう、あるいは働き過ぎといった内容もありました。便利な点やメリットがある一方で、裏を返せば注意が必要なケースにもつながると念頭に置かなければならないと感じます。また、場所が自宅であっても極力正確な労働時間管理を行っていくこと、延いては適正な人事評価をも行っていくことなどまでも含めた社内ルール(就業規則、テレワーク規程等)の策定・変更の必要性が少なからず生じていると考えます。



5. 最後に

雇用・労働分野においても、去年は大きな転換点となりました。引き続き、新しい仕組みへと変化し、発展が加速していくものと思われますので、社労士として、日々適切なアドバイスを行っていけるよう、しっかりと対応していきたいと思います。

Go To キャンプ

弁護士 橋本 弥江子

コロナ過の暮らしが続く中、アウトドアがブームになった2020年。我が家では、キャンプを始めよう、ということになりました。

といっても、私も夫も、キャンプ未経験者です。まずは、道具から。8月のお盆セール時期、岩倉にあるアウトドアショップで、勧められるままに、テント、マット、寝袋、テーブル、イス、ランプの基本セットを購入し、我が家の特別定額給付金は、ここで消費されました。

さて、今度は、キャンプ場の予約です。ところが、人気のキャンプ場は、週末はどれも予約でいっぱい。8月は、平日に一度、9月から11月は、根気強く、キャンセル待ちを狙って、合計4回、何とかキャンプに繰り出すことができました。

大抵のキャンプ場は、約2月前に、予約の受付を開始し、当日の10日前までのキャンセルであれば、キャンセル料がかかりません。週末の10日前にキャンセルが出ることが多く、こまめにチェックしていれば、キャンセルが回ってきます。なお、キャンプ場で、自前のテントを立てて宿泊する場合は、Go To トラベルの対象には、なりません。



いよいよ、キャンプにGoです。炭火でバーベキュー、マシュマロを焼いて、たき火を眺めながら家族団らん…何とか、できました。できましたが、この平和なひとときは、本当に一瞬



です。まずは、家を出る前の準備。普通の旅行とは違って、食材、調理器具からバスタオル、歯ブラシまで、必要なものは全て持って行く必要があります。キャンプ場についたら、テントの組立て、マットに空気を入れ、荷をほどき、火をおこす。帰るときには、テントや敷物の水滴、土を払いながら、片付け、荷物一式を車に乗せる。家に帰れば、洗濯機のフル回転。これらの作業の間に、退屈な4歳と2歳の息子達が繰り広げるけんかの仲裁が幾度となく入り…



最後に、キャンプデビューの年に学んだこと。真のキャンパーは、準備や片付けを含めて楽しんでいる！ということです。これを苦とと思っているうちは、まだまだ、初心者域をでないんだろうと思います。まして、あと何回キャンプに行ったら、投資金の元が取れるだろう、なんて考えているうちは、キャンパーへの道はまだまだ遠いのでしょう。

リモートワークやってみました

弁護士 千葉 真貴子

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、特に緊急事態宣言下で急激に推奨されたリモートワークですが、私も緊急事態宣言時、リモートで勤務をさせて頂きました。

実は当事務所では、リモートワークができる土台は少し前から作っていただいていた。一つ目の大きなきっかけは2年前の福井豪雪です。もともと私は2児のワンオペ育児中で、遅くまで事務所に残れないため、夜に自宅で仕事ができるよう少しずつ工夫はしていたのですが、2018年2月の豪雪の際にはもう、夜どころか昼間も事務所に行けない、何なら自宅から出られないし何とか出られても事務所にたどり着けないという事態に直面しました。ひたすら自宅で雪かきしながら待機するしかなく、全く仕事が進められなかったこの時のことをきっかけに、ネットワーク整備とセキュリティ強化をさらに進めてもらい、また記録のPDF保存の徹底などで、自宅での記録の確認検討や起案作業が格段にやりやすくなりました。

二つ目のきっかけは、裁判所における手続きのIT化の動きです。裁判手続にTeamsが用いられるということで、当事務所も、本格的に始まるまでにTeamsに慣れておこうとなり、事務所内の連絡ツールとしてTeamsが導入されました。スマホにもTeamsを入れておくことで、不在時の電話連絡などがすぐに分かるようになりました。

そんな土台がありましたので、緊急事態宣言が出され子供の学校は休校になるわ学童・保育園からは登園自粛要請が出されるわで私もなかなか出勤できなくなった際には、ほぼ何の準備もなくリモートワークに突入できました(自宅でも電話対応ができるように仕事用携帯電話を新たに契約したくらいでしょうか)。

さて、そんな風に始まったリモートワークですが、事務連絡と短期スパンの書面作成に関しては、先述のシステムでほぼ支障なく、スムーズに作業ができました。ただ正直、緊急事態宣言下で裁判も飛ぶし新規案件もないしで仕事量が格段に減ったから何とかあったようなものかな…と思います。リモートワークのせいというよりは子供を見ながらの仕事はキツイ、という点が大きいかもしれませんが(仕事させてって言うのに5分おきにめっちゃ絡んでくる、すぐおなかすいたのどかわいたって言う、外で遊ぶとか言い出すと危ないからついていけないといけない…)。なんか思い描いていたスマートなリモートワークとはだいぶ違いました。

ただ子供のことを抜きにしても、この仕事は、基本的にあんまりリモートワークに向かないなあ、と改めて思いました。文書の作成が仕事の結構な部分を占めるとはいっても、作成に当たってアトランダムに文献を検索しようとするとならば紙の本が並んだ書棚にかなうものはないですし、仕事内容の根っこは紛争の解決、人と人との関係です。なので、なんだかんだで、依頼者含め、人と直接会って話すということには意味があるのでしょう。

とは言っても、緊急事態宣言時にはそんなことも言っていない状況でしたから、リモートワークを選択できたことは本当にありがたかったです。選択できる状況を作っていただけたことに感謝です。



回想 ①ひばり（雲雀）

会長 弁護士 谷口 忠武

50年近く前から、嵐山の下流桂川の河川敷にある農地で趣味の畑作業をしている。四条中学校同級生の親友近藤省一君の所有する農道沿いの100坪弱の農地である。一帯で、本職のお百姓さんが、主に野菜作りをしている。

農道の東には広い河原の中を川が流れ下っている。この流れの様子も、数年前の洪水以来ずいぶん変わってしまった。以前は、川幅一杯に流れがあり、岸边には芦が茂り、そこでも1メートルくらいの深さがあった。たくさん魚や水生昆虫が生き生きと動き回っていた。数年前の洪水で、河床がすっかり変わってしまった。芦原はすべて消失し、河原は一面の石原となってしまった。平素の水流は細い流れとなってしまっており、大部分の水は、伏流水と化している。孫を連れて網を持って魚や水生昆虫を探しても何もいない。わずかにアメンボウがとれた。

畑は、四囲太陽の光や風を遮るものは全くなく、伸びやかそのものである。

話を50年前に戻そう。

♪ピイチクピイチク パイチクパイチク
ピイチクパイチク パイチ ひばりがさえずる麦畑♪一帯は麦畑ではなかったが、うららかな春の日には、雲雀が天空を目指して懸命に羽ばたいていた。当地で雲雀が見られなくなって久しいので、イメージできない人が多いと思う。雲雀は、雀大の小鳥で、雀より少しスマートな体型です。上記歌詞の通りさえずり続けながら、一瞬も休むことなく羽ばたいて、まっすぐ天空へ昇っていくのです。

当時は、当たり前のこととして、何も考えずに見ていたのですが、改めて、記していると、雲雀が何故あんな飛翔をしていたのだろうと不思議に思われる。♪トンビがくると輪をかく♪のは、獲物を探しているのだろう

と想像がつく。しかし、あんなに口を動かしながらまっすぐ天空を目指しても何の餌にもありつけないであろう。かえって、天敵を呼び寄せるではなかろうか。雲雀は、用心深い小鳥で、子育てをしている巣に戻るときは、巣から離れたところに舞い降り、作物の中を隠れて歩いて巣に戻るといわれている。ちぐはぐな気がする。



あるとき、ほうれん草を栽培していた畝あたりの除草をしているときに、ほうれん草の中に雲雀が巣を作り、卵を抱いているのを発見した。急いでその場を離れ、ほうれん草の収穫は諦めたことが思い出される。

雲雀は、ずいぶん昔に見ることがなくなってしまったように思う。その後、畑周辺で見られた動物、昆虫、魚、水生昆虫が、どんどん減ってきている。

原因はいろいろあると思うが、農薬と、河川や水路のコンクリート化が大きいように思う。

24Dという名の農薬が開発されて大量に田圃に撒かれたことがある。60年ぐらい前だったろうか？あれはひどかった。田圃や小川の魚や水生昆虫の姿が、あっという間に消えてしまった。ドジョウ、タニシ、ゲンゴロウ、

ミズスマシ、ゴンボウ、ナマズの子、小鰯などなど。

河川の護岸工事や水路のコンクリート化も川や水路の生き物を激減させている。子供が小さかった頃、広沢の池にエビガニ釣りに連れて行ったことがある。ついでに池に流れ込む用水路で魚すくいをした。ドジョウ、小鰯はもちろんシジミもたくさん捕れた。水路の壁面は防護板だったと思うが、春の小川の風情であった。翌年も子供を連れて出かけた。ところが、コンクリートのU字溝のような姿に変わっていた。水はさらさらと流れていたが、生き物は何もいなかった。川の護岸もコンクリート化すると、岸边に緑がなくなり、魚の産卵場所や住み処が無くなってしまう。ウナギの入り込む隙間もない。川の魚は激減である。

一瞬にして河川の変えてしまった洪水にも、自然のバランスを無視した人間の営みに原因がありそうだ。よかれと思って、進歩？させ続けた技術革新が、仇をなして、地球を痛めつけている。

世界規模で、持続可能な体制作りが叫ばれているが、現代的な便利な人間生活を求め続けていては、とうてい達成は不可能だろう。自然との調和をとことんまで突き詰めて、人為のあり方を考えなければならないだろう。



はじめまして

事務局 藤井 凱

はじめまして。昨年の4月から事務員としてお世話になっております、藤井 凱(ふじいかい)と申します。

奈良県の吉野出身で、山の中で元気に育ちました。大学に進学するときに人生で初めて京都に来ました。大阪ほど都会でなく、奈良ほど田舎でない。京都での心地よい生活を忘れることができず、京都で就職することを決めました。

初めて入社したのは不動産会社でした。そこで4年勤めて今に至ります。前職の不動産会社も地域密着の企業でしたので京都の歴史を感じながら仕事をすることができました。こちらの事務所に勤めてより古い歴史や地域のつながりなどを知り、あこがれの京都がもっと好きになりました。

大学は龍谷大学に通っており、部活は法律相談部に所属しておりました。文化系の部活ではありましたが、勉強と同じくらい野外活動も好きでした。部内ではマウンテンバイクで走ろうの会や、スノーボードで山を下ろうの会など思い立ったら何でもすぐやる、をモットーに活動しておりました。OBさんとも交流が多く、活動にもよく来ていただきました。年に一度の出張法律相談の時も多く、OBさんに駆けつけていただき、当時は大変でしたが今となってはいい思い出です。またご縁があってOBさんに推薦していただき、龍谷大学の法学部同窓会理事にも選任していただきました。

趣味は釣り、キャンプや料理などいろいろあります。はまると割と凝ってやるほうです。最近はキャンプで使う炭を作るために、薪を作ってオリジナルの炭を作るのにはまっています。ケチで貧乏性なのですが、楽しいことが大好きで誘われたらあまり断ることがないので、全然お金がありません。休みの日はメ



ンテナンスや小道具づくりに励んでいます。釣った魚を気持ちよくさばくために出刃の刃を付けたり、釣り針を自作したりしています。キャンプでの装飾を自作すると安く済みますしオリジナル感があってよいです。むしろ準備が趣味のようなところがあります。次に始めてみたい趣味は民族楽器とジビエ料理(狩猟)です。

法律事務職員という仕事の存在は、部活の先輩や同窓会理事の弁護士の先生から知りました。先輩からはやりがいを教えてもらい、先生からは事務員の必要性や連携を取って仕事を進めていく面白さを教えてもらいました。実際に半年仕事をしてみると専門的な言葉が飛び交い、ついていけるか不安でした。ですが、心強い先輩方にわかりやすく丁寧にご指導いただけるおかげで、毎日楽しくお仕事をさせていただいております。未経験の職種へのチャレンジではありますが、一日も早く事務所に貢献できるよう、全集中の呼吸で頑張ります。これからもご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

事務局便り

事務局 照田 久実

事務所報を編集するにあたりまして、総頁数は4の倍数と決まっております。原稿をお願いしデータを頂くまでは各々の原稿の分量がわからず毎回どきどきしています。そんな状況ですので、毎回事務局便りを執筆してはいるのですが、悲しくも総頁数の壁に阻まれ日の目を見ない場合があります。しかし総頁数が足りない時にはひょっこりチャンスが訪れます。今回はひょっこりチャンスが訪れたので令和元年のお話で少し古いですがお楽しみいただければと思います。

ではいつものくんだりから…

平成29年のとある事務所会議のレジュメに目を通すと「えっ？」私は驚きの文字を発見しました。

それは「福利厚生委員＝照田」の文字。

私 「あの～、先生。福利厚生委員って書いてあるんですけど。いつ決まったんでしょうか？」

所長 「やって。」

私 「いや、あの～。何をすればいいんでしょうか？」

所長 「何でもいいし、楽しいことやって。」

私 「本当に楽しいことを何でもやっていいんでしょうか？」

所長 「いいよ。」

私 「わかりました。」

ふふふ…楽しいことを何でもやっていい、そんな楽しい委員なら喜んでお引き受けしますよ、というわけで行事の様子を皆様にご紹介したいと思います。

①令和1年9月13日 第3回ボーリング大会

早いもので福利厚生委員に任命されてから、もう3度目のボーリング大会となります。

今年も全員本気で賞金を狙いにいきました。(やはり金一封は燃えます!!)

そして優勝、準優勝賞品も勿論豪華にはりこみました。「お肉が食べたいか～!!」と高校生クイズさながらに豪華近江牛をご用意しました。近江八幡にあるかね吉さんのギフトカタログとオリジナルハンバーグです。いくつになってもお肉はテンションが上がるものですね。俄然やる気ができました。

さて今年も忠武先生による始球式を合図にスタートしました。あちらこちらでハイタッチをして喜ぶ声や失敗して嘆く声がある中、優勝したのは男性部門弁護士の山崎先生、女性部門事務員の川井さん(旧姓平林)です。2人揃って2年連続優勝、V2達成です。「すごいですね。」「おめでとう。」という声の中、「毎年同じ人しか優勝できひんの面白くないやん。」との声が…(誰の声かは忘れたことにします。)面白くするアイデアというのが、何やら+〇〇点などと書かれたカードを引き、実際のスコアに加点をしようという内容でした。ゴルフのハンデのように普段の成績で決めるのではなく、どのカードを引くのかも運試しということのようです。まあ確かにそれも面白いかもしれません。(私としては若い方に花を持たせるのも良いのではないかと思いましたが…)賛成の声が他にも多数上がりましたので次回は試してみようかと考えています。

欲望渦巻く中、金一封は誰の手に?次回乞うご期待。

②令和1年7月10日 忠武先生喜寿祝いの会

2月4日に77歳のお誕生日を迎えられた忠武先生の喜寿祝いの会を行いました。

御祝いと聞いて私が真っ先に思い浮かんだのはくす玉です。皆様はくす玉を割られたことはありますか?私は一度もありません。人生で一度くらいくす玉を割ってみたいという

思いから、今回サプライズでくす玉を用意することにしました(自分が割るわけではないのですが)。

早速くす玉の作り方を検索し百均へ買い物に行きました。やっぱり特大のくす玉でなくっちゃ一番大きなざるを買ってしまったのが失敗でした。中から出てくるキラキラモールや周りに付けるお花が全然足りません。慌てて買い足しに行きました。ざるの中央にスティックのりを重しにした垂れ幕をつけ、モールと一緒にくす玉に仕込むのですが、絡まず真っ直ぐに降りてくるにはちょっとしたコツが要ります。何度か試行錯誤し、事務員の内田さんに試し割りをしてもらったのですが、シュルシュルコトーンとスティックのりの部分が内田さんのおでこに直撃、イタタタタ...

これは当日忠武先生のおでこに当たったら大変危険です。内田さんの身体を張った試し割りのおかげで立ち位置の確認ができ本当に良かったです。

さて、いよいよ当日です。護身用の刺股にくす玉を引っ掛け机の上に立ってつるし、忠武先生にくす玉のひもを引いて頂きます。パッカーン見事大成功、しっかり割れました。



思った以上に盛り上がり、やっぱりくす玉大作戦は間違いなかったと安堵しました。その後はゴルフグッズ、花束を贈呈し、お食事会へ行きました。

お食事会は西陣魚新さんにお世話になりました。落ち着いた雰囲気の中、美味しいお食事をいただきました。

お食事会では順番に忠武先生へ御祝いの言葉や思いを述べ、忠武先生がそれぞれにお話して下さるという、本当に穏やかな忠武先生を囲む会となりました。その中で話題になったものを抜粋してご紹介したいと思います。

忠武先生の「弁護士の本懐は人を喜ばせることである」というお言葉と忠武先生が相手方の弁護士からも信頼されている場面をみたというエピソードがでました。

これらの話を受け、忠武先生から「僕の弁護士道というのは依頼者の利益を守ることであることにはかわりはない。けれど基本は依頼者に正しい利益を得させる、正しくないところまで得させるのは失敗である。正しい形で結論ができればそれが弁護士としても人間としても一番いいことである。そういうスタンスであることをわかっているから安心して信頼してもらい、正しい形で解決できるのではないかな。」とのお話がありました。

信念を貫く弁護士道に改めて尊敬の念を覚えると共に忠武先生のお仕事をそばでもっとみていたいとの声が多数あがりました。

さて、私はといいますと、忠武先生は会長であるにもかかわらず、事務所の中の誰よりも多く「ありがとう」と仰ることをお話ししました。常に感謝の気持ちを忘れない、ありがとうと言葉で相手に伝える、これを実践されている方だと思います。私などはわかっていてもついつい言いそびれてしまうことがよくあります。忠武先生の「ありがとう」を聞くたび、いつも頭の下がる思いです。

私はいつも勝手に心の中で忠武先生とありがとう競争をしています。今日こそは勝った！と思うのですが、勝ったと思った瞬間に「ありがとう」と忠武先生に言われてしまい、

完敗状態です。やはり口癖のようになるくらい極めないと無理ですね。日々反省の毎日です。

そういえば、私の祖父忠次も「おおきに、おおきに。」と口癖のように言う人でした。「おおきに」という言葉しか思い出せないくらいおおきにの人でした。忠という字が名前につく人は字のごとく、まごころを大切にされるのかもしれませんが。

引き続き今年も福利厚生委員として全員で楽しめる企画を計画していきたいと思います。



例のくだりで…

私 「先生、したいことがあるんですけど。」

所長 「なんや。」

私 「〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇〇です。」

所長 「ええよ。」

お楽しみに。



あとがき

こうして令和元年の出来事を久々に振り返ってみますと、この頃はまさかコロナ禍によって全世界がガラリと変わってしまうことなど想像もしていませんでした。私自身、昔流行った SARS が日本では被害がなかったことから、今回も日本は大丈夫だろう、海の向こうの話だろうと、関係の無い話だと思っていました。しかし、こうなってみて自分が想像している以上にグローバル化は進んでおり、何かあれば全世界に飛び火する危険性をはらんでいることを思い知りました。

前回の事務所報の編集後記で「子年は新しい物事や運気のサイクルの始まる年、また変化の多い年とも言われています」と書いたのですが、まさに大きな変化の年でした。

さて本年の丑年はといいますと、我慢(耐える)、これから発展する前触れ(芽が出る)というような年になると言われているそうです。

子年は荒れに荒れましたが、その中で新たな気づきや考え方も生まれ、まさに芽吹き始めている時だと思います。

まだまだウィズコロナの状況ではありますが、明るい話が1つでも多く増えるようお願いいたします。

編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきました京都交通労働組合執行委員長佐田悟様、社会保険労務士湯浅卓磨先生、本当にありがとうございました。

今号ではやはりコロナ禍に関する話題が多く、今まで経験したことのない状況に戸惑いが隠せません。暗い話題が多い中ではありますが、弊所では喜びごとがありました。鯖江支所の川井さんがコロナで延期になっていた結婚式を無事挙げることができ、リアルタイムのオンライン動画を皆で楽しむことができました。また、京都事務所では藤井君が新加入し、気は優しく力持ちフレッシュな風を送り込んでくれています。お目出度いことに藤井君も昨年入籍いたしました。また本年より育児休暇中の見延さんが鯖江支所に戻って参ります。

ホームページも新たになり全員フレッシュな気持ちで日々努力して参りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

表紙絵紹介

「和而不同」

「和して同ぜず」の語は、論語子路編に出てくる「君子は、和して同ぜず、小人は、同じて和せず」の一節です。

事務所創設者である亡父谷口義弘が、座右の銘としていた言葉です。書は亡母谷口久枝の手になるものです。

弁護士が、時流に流されることなく、正しい判断をするために、なくてはならない心構えだと思います。

谷口 忠武



谷口総合法律事務所報 49 号 令和 3 年 1 月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<https://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 橋本弥江子 弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 羽田 祐子 照田 久実

藤井 凱

鯖江支所

福井県鯖江市本町 1 丁目 1-9 煙安ビル 2 階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一 弁護士 千葉真貴子

事務局 見延 遥加 川井 奈菜